

P1 消費者センターホームページをご活用ください

P2 消費者センターから「柔軟剤のにおいについて」

P3 くらしフェスタ2018終了報告

P4 通信販売とクーリング・オフ(相談事例・アドバイス)

詐欺や悪質商法の被害に遭わないために！

江戸川区消費者センターホームページ

をご活用ください

詐欺や悪質商法は、早期発見と初期対応によって被害を防ぎましょう。消費者センターでは、ホームページで、事例別に初期対応のしかたをご案内しています。

トラブル初期対応

○ 自宅に不審な電話・・・

・ 公的機関を名乗る質問電話 (本人や家族の個人情報を盗む手口です)

・ 電話で「あなたの名前を貸してほしい」は詐欺です

(承諾すると、最後はお金を払わなければなりません)

・ 「アダルト利用料金が未納です」という自動音声電話

(相手は連絡を待っています。連絡をすると相手の罠にはまります)

○ 架空請求など不審なメール

・ 架空請求の特徴と対応のポイントを紹介しています

○ アダルトサイト料金請求

・ 年齢認証ボタンや画像をクリックしたら登録になった

・ 「請求画面が消えない！」ワンクリック請求トラブルの対処方法

○ インターネット通信販売

・ 通販サイトで買い物をするとき・・・だまされないためのチェックポイント



その他 [架空請求発信元一覧](#) ・ [インターネット通販悪質サイト一覧](#)

なども掲載されています。ご活用ください。

自分には、いい香り・・・でも

隣では、気分が悪くなる人も・・・

「柔軟剤のにおい」について



近年、様々な柔軟仕上げ剤があり、その中にはにおいが長時間保たれることを商品の大きな特徴として販売されているものもあります。しかし一方では、そのようなにおいで不快感や何らかの体調不良を感じている人もいらっしゃいます。

こんな相談が寄せられました

事例1 隣人が使用している柔軟剤。指がしびれたり胸が苦しくなるような感じがある。

事例2 乗り物の中や店舗内で、柔軟剤のにおいを嗅ぐと気分が悪くなる。

消費者の皆様へ

柔軟剤については、洗濯物を柔らかく仕上げの本来の目的の他に、手軽に衣服ににおいをつけることを目的にしている人も多いと思われます。

消費者相談の事例にもあるように、柔軟剤等のにおいが苦手な人もいらっしゃいます。

衣類や洗濯物につけられたにおいは、自分が思っている以上に他人は不快に思っている事もあり、中には具合の悪くなる人もいることを認識して、柔軟剤の使用を心がけましょう。



事業者団体の自主基準

石鹼洗剤の事業者団体も衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示について自主基準を設け「香りの感じ方には個人差があるので、周囲への配慮と適正使用量を守る旨を表示すること」といった注意喚起を行っています。



江戸川区消費生活展

「くらしフェスタ2018」を開催しました

10月12日(金)、グリーンパレスにて「手をつなごう消費者の輪(わ)」をテーマに、消費生活展「くらしフェスタ 2018」を開催しました。会場では消費者団体6団体による活動成果の発表や体験コーナーのほか関係機関3団体による、暮らしに役立つ展示や相談コーナーを設けました。ご来場いただいた皆様ありがとうございました。



エチケット袋作りコーナー・コマ作りコーナー



サラダ小松菜のスミージ-を試飲



和服を洋装に！リフォームファッションショー



地域の熟年者のみまもり活動の紹介

手作りの会 あじさい (消費者センター登録団体)

タンスに眠っている日本の伝統の着物や、色々な思い出の着物を「自分たちの手でもう一度陽のあたる場所へ」との思いで平成5年に会を結成しました。会員は和服・洋服のリフォームを1年間に4～5着制作をしリフォームファッションショーで自らモデルを演じて活動の成果を発表しています。



テレビショッピングやインターネット通販で購入した 商品はクーリング・オフできるの？



【相談事例】

- テレビショッピングで気に入った商品があったので購入した。届いたものを確認したら少しイメージが違っていたので返品したい。クーリング・オフできるか？
- インターネット通販でサプリメントの広告を見て「お試し〇〇〇円」とあったので申し込んだ。商品が届き代金を支払ったがその後、同じ業者から商品がまた届いた。書面には定期購入との記載があったが定期購入をするつもりはないので解約したい。

ここがポイント！【アドバイス】

- テレビショッピングは通信販売にあたり、クーリング・オフ制度の適用はありません。クーリング・オフ制度は突然の訪問や電話などで勧誘を受けて、考える時間がないままに契約をしてしまった場合、後で冷静になって考え直し、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。通信販売にはクーリング・オフ制度がないかわりに、返品や交換の条件を分かり易く説明することが義務付けられています。必ず注文の前にどのような場合に返品が可能か確認することが大切です。
- インターネット通販も通信販売にあたります。クーリング・オフ制度はありません。定期購入の場合は、初回の購入価格を安くし、販売することが多くあります。「お試し」の言葉にまどわされずに、購入や返品の条件、送られてきた商品に同封された書類などについても、しっかり確認しましょう。

クーリング・オフ



江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637(直通)

相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時

土曜・日曜日でお急ぎの方は、
全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください

